

公契約法・公契約条例の制定で

「公共サービスの質の確保」と「生活できる賃金」へ底上げを!

公契約とは?

国・地方自治体が行政目的を遂行するために民間企業や民間団体と締結する契約を「公契約」と呼んでいます。公契約には、国・地方自治体が民間企業に発注する建設工事や公共施設の清掃等の業務委託など多くの公共サービス事業が含まれています。

現状の問題点

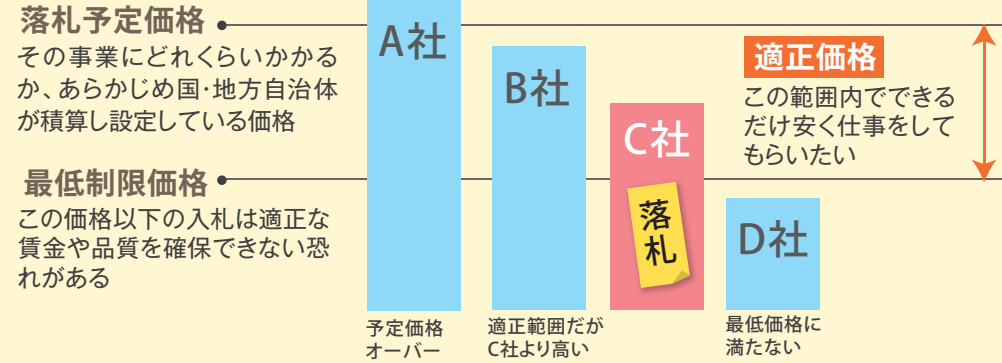
コストダウンの影響が賃金の低下に

公契約については、近年、委託企業間の価格競争が激化して、落札額の低下が進み、サービスの質の低下やそこで働く労働者がワーキングプアとなる労働条件の悪化が問題となっています。

例えば

競争入札

公契約は、談合防止等のため多くの場合、競争入札で決定します。



問題点を解決する

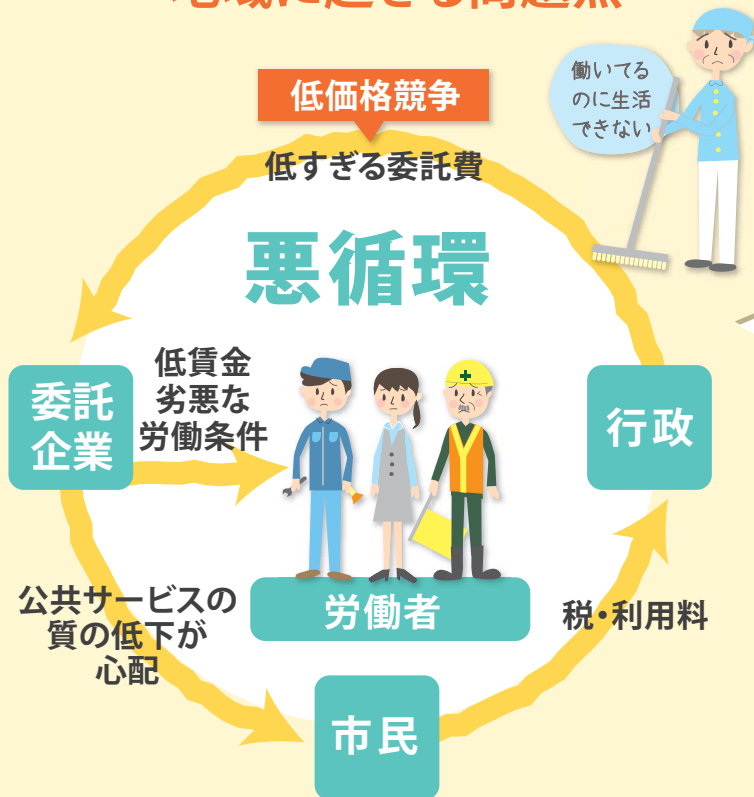
公契約法・公契約条例とは

国や地方自治体が、公契約を締結する際に、民間企業や民間団体に対し、国や地方自治体が定めた賃金額よりも高い賃金をそこで働く労働者に支払うことを義務付けるというものです。

公契約条例の制定

公契約法・公契約条例による地域の経済の活性化

公契約法・公契約条例がない地域に起きる問題点



公契約は生活に密着しています。公契約条例がないと...

各業界ではこんな問題点が

- 建設業**
低価格での契約が横行。現場では利益確保のため少人数となり、個々の労働条件が悪化。また、元請けから下請け、孫請けと各段階で経費が引かれ、労働者は賃金では生活できないことも。
- 保育施設**
自治体経営だった保育所が指定管理者制度等により民間委託へ。賃金が低いため保育士の中途退職者が増加。職員の入替わりが激しく子ども達にも悪影響が出てしまいます。
- 市立の病院など**
経営が厳しいため外注費が下落。仕事量は変わらないのに人件費削減で職員1人あたりの負担は増える一方、現場が混乱し、患者さんへの影響も心配されています。
- ゴミ収集・清掃員**
競争入札の増加で働く人の賃下げや労働条件が悪化。委託企業の労働者が暮らせないばかりか、市民生活に密着した公共サービスの質の低下も懸念されます。

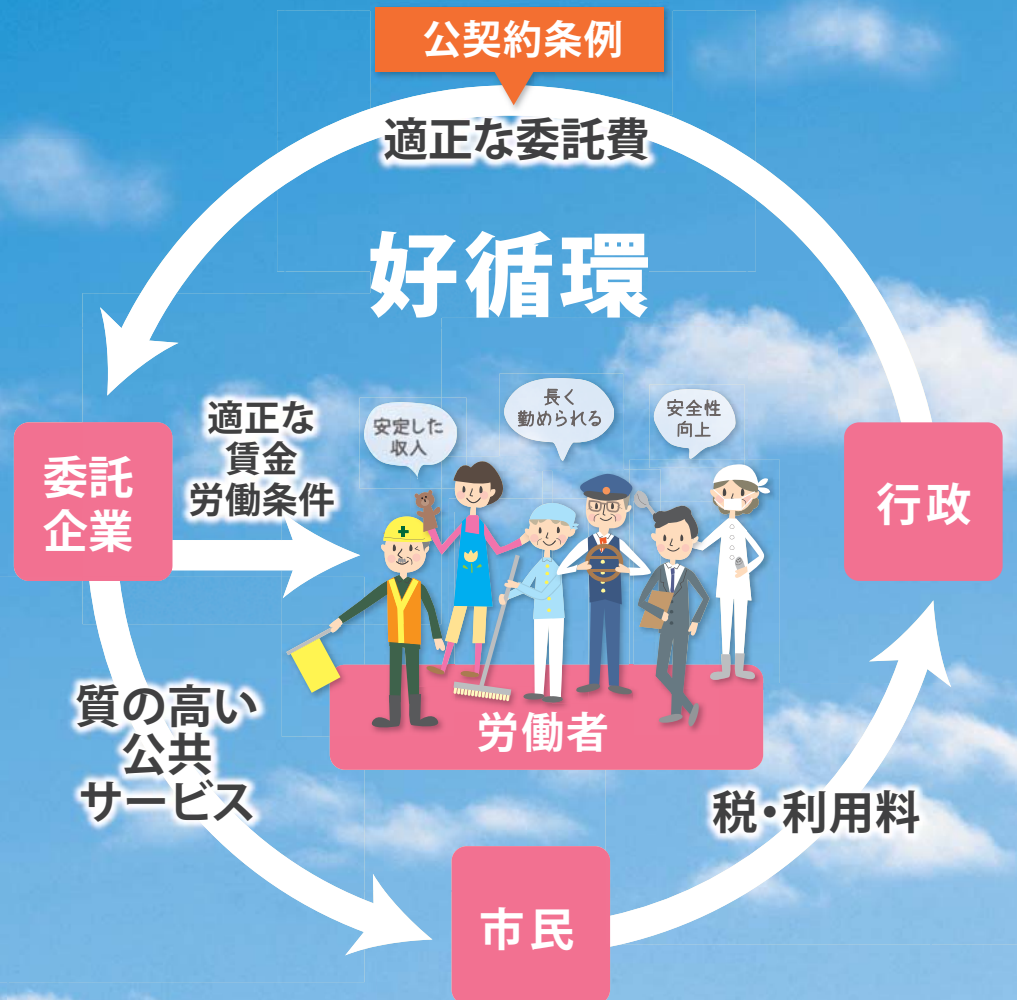
実際に起こったこと

大阪市では生活保護申請が認められる事態に
大阪市では、市営地下鉄の構内清掃について民間委託先の労働者がフルタイムで働いても生活保護の基準以下の賃金しかもらえず、生活保護が認められたことがありました。

民間委託で痛ましい事故が
2011年夏、泉南市(大阪府)で市立小学校のプール開放日に小学1年生が溺死する痛ましい事故が起きました。監視業務をしていたのは管理運営を委託された民間企業でした。当日、監視員が1人しかおらず、委託を受けた会社は「委託料からでる時給では人が集まりにくかった」と話しています。

諸外国では?

公契約規制は、イギリスの公正賃金決議(1891年)やフランスのパリ市で始まり、アメリカ合衆国に広がりました。1949年には国際労働機関(ILO)でも94号条約として「公契約における労働条件に関する条約」が成立、これまでに62か国が批准しています(日本は未批准)。



日本で最初に最低賃金を盛り込んだ公契約条例を制定した千葉県野田市では、最低賃金ぎりぎりであった業務委託の賃金が時給で100円程度アップしています。川崎市でも事務の臨時職員の賃金が30円程度引き上げられました。このように、公契約条例による賃金等の労働条件改善の効果が確認されています。